

業務管理体制整備の届出書類の届出先及び事業所数のカウント方法にあたっての注意点

【届出先についての注意点】

業務管理体制整備について、指定特定相談支援、指定一般相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている事業者の届出先に、一部誤解が生じている状況であるため下記のとおりとなりますのでご注意ください。

法人として、一つの市町村のみで指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている場合

→各市町村に届け出る（様式 1 号＋事業所一覧）

法人として、一つの市町村のみで指定一般相談支援（みなし指定も含む）、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている場合

→一般相談支援＋特定相談支援・・愛知県へ届け出る（様式 1 号＋事業所一覧）

→障害児相談支援・・各市町村に届け出る（様式 2 号＋事業所一覧）

※一般相談支援事業でみなし指定も含みますのでご注意ください。

例 1 A 法人は、B 県及び C 市から以下の指定を受けている場合。

指定を受けているサービス	届出書類	届出先
生活介護	様式 1 号＋事業所一覧	<u>B 県</u>
就労継続支援 B 型		
一般相談支援(みなし指定を含む)		
特定相談支援	様式 1 号＋事業所一覧	<u>C 市</u>
障害児相談支援	様式 2 号＋事業所一覧	

例 2 D 法人は、E 県及び F 市から以下の指定を受けている場合。

指定を受けているサービス	届出書類	届出先
生活介護	様式 1 号＋事業所一覧	<u>E 県</u>
就労継続支援 B 型		
特定相談支援	様式 1 号＋事業所一覧	<u>F 市</u>
障害児相談支援	様式 2 号＋事業所一覧	

【事業所数カウント方法にあたっての注意点】

事業所数のカウント方法について、1事業所しか指定を受けていないので単純に1とカウントするのではなく、事業所として指定を受けているサービスの数となりますので再度、届け出を行う前にご確認ください。但し、以下の点に注意してください。

- ① 施設入所支援(生活介護、短期入所を含む)の指定を受けている場合は、**施設入所支援、生活介護及び短期入所の3つではなく**1となります。
- ② 多機能型事業所として生活介護及び就労継続支援B型の指定を受けている場合のカウントは、**サービスごとにカウントするため**2となります。
- ③ 共同生活介護(ケアホーム)及び共同生活援助(グループホーム)両サービスの指定を受けている場合は、**サービスごとにカウントするため**2となります。
- ④ 一般相談支援については、地域定着支援と地域移行支援の総称となるため、**カウントとしては2**となります。